

写

(別記様式第1号)

受付番号	江議第	87	号
受付日	平成28年	11月	7日
送付日	平成28年	11月	8日
答弁期日	平成28年	11月	22日
答弁受理日	平成28年	11月	16日

江田島市議会議長 山根 啓志 様

会派名 政研クラブ

質問者氏名 上本 一男

文書質問書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の要旨】

* 内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

(1) 質問項目

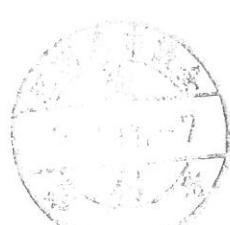
新消防庁舎整備に係る建設場所を含めた再検討及び住民説明での主な意見について

(2) 質問の要旨

全員協議会（平成28年10月12日開催）において「新消防庁舎整備について」説明があつたが、質疑後もなお疑問点が残るため、別紙のとおり問う。

(3) 答弁期日を指定する理由（議長指定以外の場合に必ず記入すること。）

精査した説明内容が必要なため。



別 紙

平成28年10月12日開催の全員協議会で「新消防庁舎整備について」の説明があった。耐震基準I s 値が0.34で基準値の0.9以下であり、調査報告に基づき総合的に判断した結果、「消防本部庁舎の建て替えとする」と決定したことに異議を申し立てるつもりはない。

「建設場所を鷺部都市公園とした」ということが問題であると考える。

なぜなら、

- ①本市には、未活用市有地が多くあり、その土地を活用することにより市民の理解が得られる。
- ②1本部1消防署1出張所体制（2署所）でいくには、鷺部地区が最善であり、この地区での空き地といえば鷺部都市公園が適当。

③現消防本部（署）の隣に旧江田島ボウリング場があるが、民有地所有者等への調査・交渉を行わず、もし購入したとしても購入までの時間がかかり、撤去で1億円ぐらいかかると聞いたこともあり市民を納得させることができない。

などの判断をされたのであろうが、このような考え方では、市全体を考慮した消防体制の強化でなく、また、鷺部地区を考えてのまちづくりではないと考える。市民目線に立っていない短絡的な考え方を押し付けるやり方であり、このまま十分な説明がなされないままであると地域住民も到底納得できないと思う。

そのようなことから、第一に思うことは鷺部地区住民に説明し、一番納得するやり方で決めなければならないと考える。もし、消防本部（署）庁舎が鷺部都市公園へ移転すれば、旧江田島ボウリング場は、半永久的に現状のままであるが、同所へ移転となれば鷺部地区の防犯や環境面での改善が図られ、住民が安心して暮らせると考える。

全員協議会で説明した夜に急きよ、住民説明会があったようであるが、市のやり方等に疑問を持つため、次の内容について問う。

1 旧江田島ボウリング場所有者が市の意向を鑑み、売却可能となり、解体費用が市の思いと違ひ安価で解体できることとなった場合、解体・建設工事を早急に行い、平成31年度までに新消防庁舎の完成に目途が立つようであるなら、建設場所を含めた再検討を行うのか。

2 住民説明会での主な意見は、どのようなものがあったのか。

以上、2項目について質問いたします。



(様式第2号)

平成28年11月16日

江田島市議会議長 山根啓志様

江田島市長 田中達美
(担当部局:消防本部)



文書質問答弁書

江田島市議会基本条例第7条第4号及び第5号の規定に基づく、上本一男議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

(1) 質問項目

新消防庁舎整備に係る建設場所を含めた再検討及び住民説明での主な意見について

(2) 答弁内容

① 新消防庁舎整備に係る建設場所を含めた再検討について

新消防庁舎整備に係る建設場所については、使用可能な市有地が存在するため、民有地の購入は考えていません。市が管理する鷺部都市公園が最も適した場所と全市的視点から総合的に判断しました。

以上のことから再検討は考えていません。

② 住民説明での主な意見について

住民説明での主な意見は、以下のとおりです。

- ・旧江田島ボウルの取得費用を調査していただきたい。
- ・区の防災倉庫も敷地内に設置してもらえないか。
- ・公園の代替地をしっかりと確保していただきたい。
- ・鷺部消防屯所の老朽化も激しいので、検討していただきたい。
- ・周辺道路の整備、騒音対策について配慮していただきたい。

